

福島県 大熊町

生活利便性向上施設支援補助金のご案内

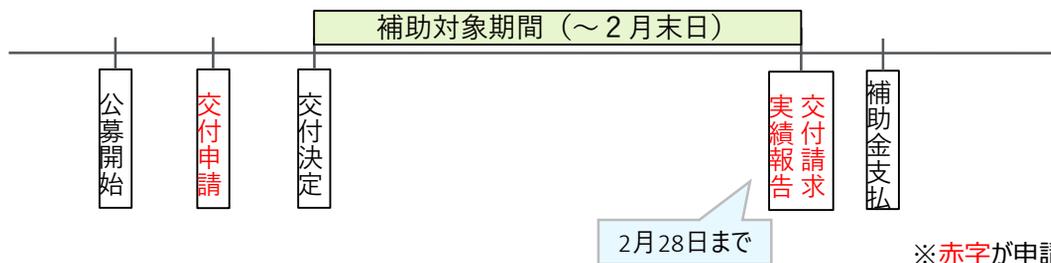


町内で小売業、飲食業、理容業、診療所等を経営する事業者様の様々な経費を補助します。

補助対象事業者	町内で小売業、飲食業、理容業、診療所等を経営する事業者
補助対象期間	交付決定通知発出日から同年度2月末日まで
補助対象経費	・人件費 ・水道光熱費 ・通信費 ・広告宣伝費
補助金額	補助対象経費の全額 (ただし、人件費は月額20万円、広告宣伝費は年額10万円を上限とする)
補助上限額	300万円 (総額)

※他の補助金との併用不可

補助金対象期間イメージ



※赤字が申請者の行動

■関連するその他の補助金

●福島県12市町村起業支援金

福島県では、新しい地域を創り出すなどチャレンジを行う意欲のある、県外から12市町村へ移住して新たに起業する者に対し、起業に必要な経費の一部を補助する制度があります。



●福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

福島県では、12市町村内における創業や12市町村外からの事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助する制度があります。



●福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

福島県では、原子力被災事業者が、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助する制度があります。



申請書類や募集要項等の詳細は、HPでご確認ください

問い合わせ先：福島県大熊町 ゼロカーボン推進課 産業振興係

TEL：0240-23-7643 メールアドレス：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp

令和7年4月現在

